

日野市子ども条例

(推進計画)

第 18 条 市は、子どもに関する施策の推進に際し、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利の保障、擁護が総合的・計画的に実施されるように、次に掲げる項目に配慮し、推進計画を策定します。

- (1) 子どもに最も良い結果をもたらすものであること。
- (2) 一人ひとりの子どものに配慮すること。
- (3) 子どもの現状の調査、把握に基づいたものとする
こと。
- (4) 親など保護者、子ども施設にかかわる人、子どもの健全育成にかかわる人、市民の意見を聴くこと。
- (5) 推進計画を公表すること。